

公益財団法人群馬県青少年育成事業団役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県青少年育成事業団（以下「事業団」という。）定款第14条並びに第29条の規定に基づき、評議員並びに役員に対して支給する報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の意義)

第2条 この規程における報酬とは、事業団が評議員並びに役員に対し、職務執行の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 理事長は、評議員会の決議を経て、評議員並びに役員に対して報酬を支給する。ただし、現に国・地方公務員の立場にある者については、支給しない。

(報酬の額)

第4条 評議員に対する報酬は日額とし、定款第14条に定める額を超えない範囲において、評議員会等に出席した1日につき7,000円を支給する。

2 理事長に対する報酬は年俸とし、年間1,000,000円を超えない範囲において評議員会で決議した額とする。その他の理事（常勤理事を除く。）並びに監事の報酬は日額とし、理事会等に出席した1日につき10,000円を超えない範囲において、評議員会で決議した額とする。

3 常勤役員に対する報酬は年俸と特別報酬とし、年俸は年額2,600,000円を上限として評議員会で決議した額とする。特別報酬は、年俸を月額に換算した額に、職員の期末勤勉手当支給率を乗じて得た額とする。

4 常勤役員が使用人を兼ねる場合の給与は、役員報酬一本とする。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員給与規程の定めるところにより通勤手当を支給する。

(報酬の支給と控除)

第6条 理事長の報酬は、年俸の2分の1の額を4月及び10月の職員給与の支給日に支給する。ただし、年度途中において任期満了となる場合にあっては、その在職月数に基づき支給するものとする。

2 常勤役員に対する報酬の支給は、年俸の12分の1に相当する額を職員給与の支給日に支給する。特別報酬の支給は6月1日及び12月1日にそれぞれ在籍する常勤役員に対し、職員期末勤勉手当の支給日に支給する。

- 3 役員等の報酬は、通貨で直接役員に支給するものとする。ただし、役員等が、自己の預金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 4 所得税、市民税、社会保険料及び本人から申し出のあった積立金、立替金等は、毎月の役員報酬から控除する。

(日割り計算)

第7条 理事長が、任期途中で退任したときの役員報酬は月割で支給する。この場合在職日数に関わりなく1月とみなす。

- 2 月の途中で常勤役員に就任したとき、又は月の途中で常勤役員を退任したとき或いは死亡したときの役員報酬は、日割り計算で支給するものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程において、その数値に一円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、事業団の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。